

南九州市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 8 年 7 月 22 日付け南九財第 5010 号で南九州市長から、令和 8 年度財政援助団体等（指定管理者）監査の監査結果報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 28 日

南九州市監査委員 有水 秀男

南九州市監査委員 角 貞己

【福祉健康課社会福祉係】

実施場所：えい別府温泉センター

《指摘事項》

(1) 個別事項

- ① 指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示することと業務仕様書に定められているが、指定管理施設内において、指定管理者の名称、住所及び連絡先が表示されていなかった。利用者に対する責任所在の明確化及び利便性向上のため、速やかに当該情報を施設内の見やすい場所に表示すること。

《改善措置》

えい別府温泉センター施設指定管理者業務仕様書3の(2)の①のオ(指定管理者による管理についての市民への通知)に基づき、施設内受付窓口付近の見やすい場所に、指定管理者の名称、住所及び連絡先を表示しました。

- ② 指定管理施設内に自動販売機等を設置する場合、市に行政財産使用許可申請書を提出し許可を得たうえで販売を行うことと業務仕様書に定められているが、前指定管理者からの継続設置であることを理由に、必要な行政財産使用許可申請が行われていない事実が認められた。前指定管理者からの継続設置であっても、指定管理者の交代に伴い、新たな指定管理者による適正な財産使用の手続きが必要であり、行政財産の無許可使用は不適当であるため、直ちに所管課と協議のうえ、適正な行政財産使用許可申請手続きを行うこと。

《改善措置》

えい別府温泉センター施設指定管理者業務仕様書3の(2)の①のウ(利用者へのサービス提供等に関する業務)の業務について、えい別府温泉センター内に自動販売機を3台設置。南九州市公有財産管理規則第27条に基づき、行政財産使用許可申請書を提出するように指示いたしました。

- ③ 管理等に関する収支は、原則として専用の口座を設け、事業者の他の会計と区分して会計処理するものと業務仕様書に定められているが、指定管理者事業報告書における収支状況を確認したところ、収入については指定管理業務と自主事業で区分されているものの、支出に関しては区分経理が行われておらず、各事業の収支が不明確な状態となっていると認められた。ついては、

指定管理業務の正確な収支状況の把握及び公金の使途の透明性を確保するため、支出についても事業ごとに明確に区分経理を行うよう改善されたい。

《改善措置》

えい別府温泉センター施設指定管理者業務仕様書 8 (会計処理) に基づき、指定管理者事業報告書における支出項目について、指定管理業務と自主事業に明確に区分して経理処理および記載を行うよう指示いたしました。

- ④ 貸与備品等一覧表に記載されている備品のうち、既に使用不能となっている備品が施設内に保管されたままとなっている。当該備品は、所管課の備品台帳にも残った状態となっており、実態との不整合が生じている。施設の安全管理及び公有財産の適正な管理を図るため、使用不能となっている備品については、速やかに所管課と協議のうえ、必要な廃棄または更新手続きを執られたい。

《改善措置》

えい別府温泉センターの管理に関する基本協定書第18条第1項（備品等の管理）の別紙2の貸与備品等一覧表に基づき現物確認を行ったところ、既に使用不能になっている備品を14品目確認。使用不能になっている備品については、令和8年7月14日付けで備品管理システムから廃棄処理を行いました。